

平成22年松前町告示第18号

松前町建設工事請負契約に係る予定価格及び最低制限価格取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、松前町が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）の請負契約に係る入札の透明性及び公正性の向上を図るため、松前町財務規則（昭和62年松前町規則第2号）第154条第3項（同規則第165条において準用する場合を含む。）の予定価格及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項の最低制限価格の設定に関し必要な事項を定めるものとする。

(予定価格)

第2条 予定価格は、設計金額の100分の99以上100分の100以下の範囲内で町長が定める額とする。

(対象工事)

第3条 最低制限価格を設定する入札は、次に掲げる工事に係る入札とする。

- (1) 1件の当初設計金額が5,000万円未満の工事
- (2) その他町長が必要と認める工事

(最低制限価格)

第4条 最低制限価格は、別表の左欄に掲げる建設工事の区分に応じ同表の右欄に定める額（この額が工事価格（設計金額から消費税及び地方消費税相当額を差し引いた額をいう。以下同じ。）の10分の7.5に満たない場合にあつては工事価格に10分の7.5を乗じて得た額、この額が工事価格の10分の9.2を超える場合にあつては工事価格に10分の9.2を乗じて得た額とする。）の1000分の999以上1000分の1001以下の範囲内で町長が定める額に100分の110を乗じて得た額とする。

2 前項の規定にかかわらず、1件の当初設計金額が130万円以下の工事の最低制限価格は、設計金額に10分の8を乗じて得た額とする。

3 前2項の場合において、算定した額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(失格)

第5条 最低制限価格(税抜き)未満で入札した者は、失格とする。

(入札の中止等)

第6条 町長は、最低制限価格を設定する入札において、予定価格以下かつ最低制限価格以上の価格をもって入札した者がなく、予定価格を超える価格で入札した者が2者以上であるときは再度入札を行うものとし、予定価格を超える価格で入札した者が1者であるときは入札を中止する。

2 町長は、前項の規定により再度入札を行うときは、当初の入札において最低制限価格を下回る価格で入札した者を参加させないものとする。

(最低制限価格の公表)

第7条 最低制限価格は入札後、別に定める入札参加者表兼入札執行表にて公表するものとする。

(補則)

第8条 この要領に定めるもののほか、最低制限価格の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月18日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第1条中松前町建設工事請負契約に係る最低制限価格取扱要領第3条第1項の改正規定及び松前町低入札価格調査実施要領第3条第1項及び第3項の改正規定は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）附則第1条第2号に定める日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成31年4月1日から前条ただし書に規定する規定の施行の日の前日までの間に契約を締結し、同日後に引渡しを行う案件で、予定価格の算定に当たり消費税（地方消費税を含む。）の税率を100分の10で算定しているものについては、第3条第1項中「100分の108」とあるのは「100分の110」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和2年4月20日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の松前町建設工事請負契約に係る予定価格及び最低制限価格取扱要領及び第2条の規定による松前町低入札価格調査実施要領の規定は、この要領の施行の日以後に公告する一般競争入札及び同日以後に通知する指名競争入札について適用し、同日前に公告した一般競争入札及び同日前に通知した指名競争入札については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和4年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の松前町建設工事請負契約に係る予定価格及び最低制限価格取扱要領別表及び第2条の規定による改正後の松前町低入札価格調査実施要領別表1の規定は、この要領の施行の日以後に公告する一般競争入札及び同日以後に通知する指名競争入札について適用し、同日前に公告した一般競争入札及び同日前に通知した指名競争入札については、なお従前の例による。

別表（第4条関係）

<p>土木工事</p>	<p>次に掲げる額（1円未満の端数は、切り捨てるものとする。）の合計額</p> <p>(1) 直接工事費に10分の9.7を乗じて得た額</p> <p>(2) 共通仮設費に10分の9を乗じて得た額</p> <p>(3) 現場管理費に10分の9を乗じて得た額</p> <p>(4) 一般管理費に10分の6.8を乗じて得た額</p>
<p>建築工事（建築物に係る機械設備工事及び電気設備工事等を含む。）</p>	<p>次に掲げる額（1円未満の端数は、切り捨てるものとする。）の合計額</p> <p>(1) 直接工事費の10分の9に10分の9.7を乗じて得た額</p> <p>(2) 共通仮設費に10分の9を乗じて得た額</p> <p>(3) 直接工事費の10分の1と現場管理費の合計に10分の9を乗じて得た額</p> <p>(4) 一般管理費に10分の6.8を乗じて得た額</p>
<p>建築工事以外の電気、電気通信及び上下水道工事に係る機械器具設置工事</p>	<p>次に掲げる額（1円未満の端数は、切り捨てるものとする。）の合計額</p> <p>(1) 直接工事費に10分の9.7を乗じて得た額</p> <p>(2) 共通仮設費に10分の9を乗じて得た額</p> <p>(3) 現場管理費に10分の9を乗じて得た額</p> <p>(4) 機器費に10分の8.95を乗じて得た額</p> <p>(5) 一般管理費に10分の6.8を乗じて得た額</p>